

訓令甲第 2 4 号

警視庁けん銃指導室運営規程を次のように定める。

平成 1 4 年 4 月 2 6 日

警視総監 野 田 健

警視庁けん銃指導室運営規程

(目的)

第 1 条 この規程は、警視庁けん銃指導室（以下「指導室」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(準拠)

第 2 条 指導室の運営については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(室の構成)

第 3 条 指導室には、警視庁組織規則（昭和 4 7 年 4 月 1 日東京都公安委員会規則第 2 号）に定める室長及び係長のほか、けん銃訓練に関する指導者として、教官及び助教を置く。

2 教官には、警部補の階級にある警察官をもって充てる。

3 助教には、巡査部長の階級にある警察官をもって充てる。

(事務分担)

第 4 条 指導室の室長、係長、教官及び助教の事務分担は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 室長は、教養課長の命を受け、室務を掌理する。

(2) 係長の事務分担は、次によるものとする。

ア けん銃第一係長 室長の命を受け、けん銃訓練に関する事務全般を統括し、けん銃射撃訓練、けん銃操法の技能検定その他けん銃訓練に関する指導教養に当たる。

イ けん銃第二係長 室長の命を受け、各所属に対するけん銃訓練の巡回指導並びにけん銃訓練に関する指導教養及び調査研究に当たる。

(3) 教官は、総務・企画担当、実射訓練指導担当及び巡回指導担当とし、その事務分担は、次によるものとする。

ア 総務・企画担当教官 けん銃第一係長の命を受け、けん銃訓練に関する事務全般の調整及び指導室の庶務を行う。

イ 実射訓練指導担当教官（射撃場指揮官） けん銃第一係長の命を受け、各所属に対するけん銃実射訓練、けん銃操法の技能検定その他けん銃訓練に関する指導教養に当たる。

ウ 実射訓練指導担当教官（特別訓練監督） けん銃第一係長の命を受け、特別訓練員に対するけん銃実射訓練、けん銃操法の技能検定その他けん銃訓練に関する指導教養に当たる。

エ 巡回指導担当教官（本部担当） けん銃第二係長の命を受け、警察署以外の所属に対するけん銃訓練の巡回指導並びにけん銃訓練に関する指導教養及び調査研究に当たる。

オ 巡回指導担当教官（警察署担当） けん銃第二係長の命を受け、警察署に対するけん銃訓練の巡回指導並びにけん銃訓練に関する指導教養及び調査研究に当たる。

(4) 助教は、教養課長の定める事務分担により、上司を補佐する。

（指導補助者）

第5条 教養課長は、教官及び助教が各所属に対するけん銃訓練の巡回指導を行うに当たっては、当該所属の幹部をその補助者として指定し、指導に当たらせることができる。

附 則

この訓令は、平成14年5月1日から施行する。